

社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会  
赤い羽根共同募金等を活用した地域福祉活動事業助成金交付要綱

## 第1 目的

社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会長（以下「市社協会長」という。）が、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の実施する地域福祉活動に対し、予算の範囲内において助成するものとし、もって地域福祉活動、在宅福祉活動及びボランティア活動の推進を図ることを目的とする。

## 第2 助成対象

地区社協内の地域福祉活動を推進するための次の事業とする。なお、詳細は各取扱要領による。

- 1 福祉推進事業
- 2 地域福祉懇談会
- 3 ふれあいまつり
- 4 地区社協実行組織をつなぐ事業
- 5 地区社協実行組織活動支援

## 第3 助成の申請および概算払いの承認申請

助成を受けようとする地区社協は、活動を実施する前日までに次のうち、必要な書類を添えて申請書（様式第1号①②③④⑤）を提出しなければならない。

- ・事業計画書（様式第2号①⑤）
  - ・収支予算書（様式第3号①②③④）
- 2 助成対象事業のうち、福祉推進事業、地域福祉懇談会、ふれあいまつりおよび地区社協実行組織をつなぐ事業については、概算払の承認を得ようとする場合には、申請の際あわせて申請することができる。

## 第4 助成条件

事業内容を変更しようとする場合、あらかじめ市社協会長の承認を得なければならない。ただし、助成事業の事業計画の軽微な変更はこの限りではない。

- 2 助成事業を中止し、廃止しようとする場合、予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難になった場合、速やかに市社協会長に報告してその指示を受けなければならない。

## 第5 変更の承認申請

事業内容及び助成金額を変更しようとする地区社協は、事業を実施する前日までに次に掲げる書類を添えて変更承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。なお、複数回で構成する事業は、変更が生じる回の前日までに変更申請を行うこととする。

- ・変更事業計画書（様式第2号①⑤）
- ・変更収支予算書（様式第3号①②③④）

## 第6 実績報告

地区社協は、事業が完了した後、速やかに次に掲げる書類をそえて市社協会長に報告書（様式第5号①②③④⑤）を提出しなければならない。

- ・事業報告書（様式第6号①⑤）
- ・収支決算書（様式第7号①②③④）

## 第7 請求

助成金の確定を受けた地区社協は、請求書（様式第8号）を提出する。なお、概算払いが認められた場合には、速やかに概算払請求書（様式第8号）を提出する。

## 第8

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成26年6月1日から施行する。  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。